

公益社団法人 石川県浄化槽協会入会手続き審査基準

(目 的)

第1条 この基準は、公益社団法人石川県浄化槽協会（以下「この法人」という。）の入会及び退会規程第2条に規定する、会員の入会手続き審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 この法人の定款第5条に規定する会員は、次のいずれの事項にも該当しない者でなければならない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1号ロからニまで、第4号から第6号に規定する欠格事由

(改 廃)

第3条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。